

大阪府 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第1号	泉佐野漁業協同組合	大阪府泉佐野市りんくう往来北及びりんくう往来南地先	次の基点第1号、ア、イ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、泉佐野港湾区域並びに点ウ、エ、カ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点第1号 北緯34度25分22.7秒 東経135度18分37.1秒 基点第2号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒 ア 北緯34度25分39.3秒 東経135度18分25.5秒 イ 北緯34度24分34.2秒 東経135度17分02.5秒 ウ 北緯34度25分08.9秒 東経135度17分46.9秒 エ 北緯34度25分04.7秒 東経135度17分52.5秒 オ 北緯34度24分45.0秒 東経135度17分16.5秒 カ 北緯34度24分39.3秒 東経135度17分23.9秒	次の基点第1号、ア、イ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、泉佐野港湾区域並びに点ウ、エ、カ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台 基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南部田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点 ア 基点第1号から真方位330度、590メートルの点 イ 基点第2号から真方位320度、854メートルの点 ウ 基点第1号から真方位251度37分、1.350メートルの点 エ 基点第1号から真方位244度2分、1.266メートルの点 オ 基点第1号から真方位240度34分、2.363メートルの点 カ 基点第1号から真方位234度25分、2.297メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西	なし
共第2号	泉佐野漁業協同組合	大阪府泉佐野市りんくう往来南地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北緯34度25分22.7秒 東経135度18分37.1秒 基点第2号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒 ア 北緯34度24分54.0秒 東経135度17分40.5秒 イ 北緯34度25分04.7秒 東経135度17分52.5秒 ウ 北緯34度25分03.5秒 東経135度18分07.4秒 エ 北緯34度25分00.3秒 東経135度18分11.5秒	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台 基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南部田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点 ア 基点第2号から真方位19度30分、1.335メートルの点 イ 基点第1号から真方位244度2分、1.266メートルの点 ウ 泉佐野港湾区域西端 エ 泉佐野港湾区域西端から真方位133度、143メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第3号	泉佐野漁業協同組合	大阪府泉佐野市りんくう往来南地先	次の基点第2号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第2号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒 ア 北緯34度24分20.5秒 東経135度17分16.4秒 イ 北緯34度24分38.7秒 東経135度17分35.9秒	次の基点第2号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南部田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点 ア 基点第2号から真方位320度、300メートルの点 イ 基点第2号から真方位21度、850メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第4号	泉佐野漁業協同組合	大阪府泉佐野市りんくう往来南地先	次の基点第2号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第2号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒 ア 北緯34度24分16.5秒 東経135度17分20.4秒 イ 北緯34度24分29.6秒 東経135度17分35.3秒	次の基点第2号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南部田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点 ア 基点第2号から真方位320度、140メートルの点 イ 基点第2号から真方位29度30分、588メートルの点	第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西	なし
共第5号	田尻漁業協同組合	大阪府泉南部田尻町地先	次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。 基点第2号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒 基点第3号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒 ア 北緯34度24分34.2秒 東経135度17分02.5秒 イ 北緯34度24分08.5秒 東経135度16分24.8秒	次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。 基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南部田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点 基点第3号 護岸法線上の泉南部田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点 ア 基点第2号から真方位320度、854メートルの点 イ 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南部田尻町	なし
共第6号	田尻漁業協同組合	大阪府泉南部田尻町地先	次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。 基点第2号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒 基点第3号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒 ア 北緯34度24分19.3秒 東経135度17分17.6秒 イ 北緯34度23分53.6秒 東経135度16分39.9秒	次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。 基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南部田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点 基点第3号 護岸法線上の泉南部田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点 ア 基点第2号から真方位320度、254メートルの点 イ 基点第3号から真方位320度、420メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南部田尻町	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第7号	田尻漁業協同組合	大阪府泉南部田尻町地先	次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。 基点第2号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒 基点第3号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒 ア 北緯34度24分16.5秒 東経135度17分20.4秒 イ 北緯34度23分46.6秒 東経135度16分46.9秒	次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。 基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南部田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点 基点第3号 護岸法線上の泉南部田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点 ア 基点第2号から真方位320度、140メートルの点 イ 基点第3号から真方位320度、140メートルの点	第一種共同漁業	なまこ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 さざえ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南部田尻町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第8号	田尻漁業協同組合	大阪府泉南郡田尻町地先	次のアを中心とし、150メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第2号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒 ア 北緯34度24分22.3秒 東経135度17分06.4秒	次のアを中心とし、150メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点 ア 基点第2号から真方位302度30分、533メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡田尻町	なし
共第9号	岡田浦漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。 基点第3号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒 基点第5号 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒 ア 北緯34度24分08.5秒 東経135度16分24.8秒 イ 北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒	次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。 基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点 基点第5号 樺井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点 ア 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点 イ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市岡田	なし
共第10号	岡田浦漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。 基点第3号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒 基点第5号 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒 ア 北緯34度23分48.6秒 東経135度16分44.9秒 イ 北緯34度22分59.0秒 東経135度15分56.3秒	次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。 基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点 基点第5号 樺井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点 ア 基点第3号から真方位320度、220メートルの点 イ 基点第5号から真方位320度、83メートルの点	第一種共同漁業	あさり漁業 えむし漁業 わかめ漁業 さざえ漁業 あわび漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市岡田	なし
共第11号	岡田浦漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。 基点第3号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒 基点第5号 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒 ア 北緯34度23分50.6秒 東経135度16分42.9秒 イ 北緯34度23分04.4秒 東経135度15分50.8秒	次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。 基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点 基点第5号 樺井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点 ア 基点第3号から真方位320度、300メートルの点 イ 基点第5号から真方位320度、300メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市岡田	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第12号	岡田浦漁業協同組合 樺井漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第5号 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒 ア 北緯34度23分11.0秒 東経135度15分33.7秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第5号 樺井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点 ア 基点第5号から真方位304度30分、765メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市岡田及び樺井	なし
共第13号	樺井漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次の基点第5号、ア、イ及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樺井漁港防波堤内を除く。 基点第5号 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒 基点第6号 北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒 ア 北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒 イ 北緯34度22分56.5秒 東経135度14分36.8秒	次の基点第5号、ア、イ及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樺井漁港防波堤内を除く。 基点第5号 樺井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点 基点第6号 泉南市と阪南市の境界 ア 基点第5号から真方位320度、683メートルの点 イ 基点第6号から真方位320度、1,000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業 さざえ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市樺井	なし
共第14号	樺井漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次の基点第5号、ア、イ及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樺井漁港防波堤内を除く。 基点第5号 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒 基点第6号 北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒 ア 北緯34度22分59.0秒 東経135度15分56.3秒 イ 北緯34度22分44.1秒 東経135度14分49.4秒	次の基点第5号、ア、イ及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樺井漁港防波堤内を除く。 基点第5号 樺井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点 基点第6号 泉南市と阪南市の境界 ア 基点第5号から真方位320度、83メートルの点 イ 基点第6号から真方位320度、500メートルの点	第一種共同漁業	あさり漁業 えむし漁業 わかめ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市樺井	なし
共第15号	樺井漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第6号 北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒 ア 北緯34度22分37.2秒 東経135度15分07.2秒 イ 北緯34度22分53.1秒 東経135度15分25.9秒 ウ 北緯34度23分00.1秒 東経135度15分17.3秒 エ 北緯34度22分49.1秒 東経135度15分04.6秒	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第6号 泉南市と阪南市の境界 ア 基点第6号から真方位38度、218メートルの点 イ 基点第6号から真方位42度45分、900メートルの点 ウ 基点第6号から真方位24度、960メートルの点 エ 基点第6号から真方位7度、540メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市樺井	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第16号	尾崎漁業協同組合	大阪府阪南市尾崎町地先	次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。 基点第6号 北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒 基点第8号 北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒 ア 北緯34度22分56.5秒 東経135度14分36.8秒 イ 北緯34度22分00.5秒 東経135度13分38.4秒	次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。 基点第6号 泉南市と阪南市の境界 基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央) ア 基点第6号から真方位320度、1,000メートルの点 イ 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業 わかめ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市尾崎町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第17号	尾崎漁業協同組合	大阪府阪南市尾崎町地先	次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。 基点第6号 北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒 基点第8号 北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒 ア 北緯34度22分44.1秒 東経135度14分49.4秒 イ 北緯34度21分40.7秒 東経135度13分58.5秒	次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。 基点第6号 泉南市と阪南市の境界 基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央) ア 基点第6号から真方位320度、500メートルの点 イ 基点第8号から真方位320度、200メートルの点	第一種共同漁業	あさり漁業 えむし漁業 おごり漁業 てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市尾崎町	なし
共第18号	尾崎漁業協同組合	大阪府阪南市尾崎町地先	次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。 基点第6号 北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒 基点第8号 北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒 ア 北緯34度22分44.1秒 東経135度14分49.4秒 イ 北緯34度21分48.1秒 東経135度13分51.0秒	次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。 基点第6号 泉南市と阪南市の境界 基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央) ア 基点第6号から真方位320度、500メートルの点 イ 基点第8号から真方位320度、500メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市尾崎町	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第19号	尾崎漁業協同組合	大阪府阪南市尾崎町地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第7号 北緯34度22分01.3秒 東経135度14分29.1秒 ア 北緯34度22分12.7秒 東経135度13分55.3秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点 ア 基点第7号から真方位292度、932メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市尾崎町	なし
共第20号	西鳥取漁業協同組合	大阪府阪南市新町及び鳥取地先	次の基点第8号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。 基点第8号 北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒 基点第10号 北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒 ア 北緯34度22分00.5秒 東経135度13分38.4秒 イ 北緯34度21分22.5秒 東経135度13分06.7秒	次の基点第8号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。 基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央) 基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界 ア 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点 イ 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 わかめ漁業 あさり漁業 なまこ漁業 さざえ漁業 あわび漁業	1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市新町及び鳥取	なし
共第21号	西鳥取漁業協同組合	大阪府阪南市新町及び鳥取地先	次の基点第8号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。 基点第8号 北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒 基点第10号 北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒 ア 北緯34度21分48.1秒 東経135度13分51.0秒 イ 北緯34度21分17.5秒 東経135度13分11.8秒	次の基点第8号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。 基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央) 基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界 ア 基点第8号から真方位320度、500メートルの点 イ 基点第10号から真方位320度、800メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市新町及び鳥取	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第22号	西鳥取漁業協同組合	大阪府阪南市鳥取地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第9号 北緯34度21分17.3秒 東経135度13分49.3秒 ア 北緯34度21分46.0秒 東経135度13分14.1秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130メートルの点 ア 基点第9号から真方位314度30分、1,260メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市新町及び鳥取	なし
共第23号	下荘漁業協同組合	大阪府阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先	次の基点第10号、ア、イ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第10号 北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒 基点第12号 北緯34度20分31.9秒 東経135度12分24.7秒 基点第13号 北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒 ア 北緯34度21分22.5秒 東経135度13分06.7秒 イ 北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒 ウ 北緯34度20分28.6秒 東経135度12分15.4秒 エ 北緯34度20分36.3秒 東経135度12分10.0秒 オ 北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒	次の基点第10号、ア、イ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界 基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点 基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点 ア 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点 イ 基点第13号から真方位345度、874メートルの点 ウ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点 エ ウから真方位330度、275メートルの点 オ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業 わかめ漁業 さざえ漁業 あわび漁業 いせえび漁業 あさり漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市貝掛、箱作及び箱の浦	なし
共第24号	下荘漁業協同組合	大阪府阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先	次の基点第10号、ア、イ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第10号 北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒 基点第12号 北緯34度20分34.4秒 東経135度12分24.9秒 基点第13号 北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒 ア 北緯34度21分17.5秒 東経135度13分11.8秒 イ 北緯34度20分36.0秒 東経135度11分30.0秒 ウ 北緯34度20分28.6秒 東経135度12分15.4秒 エ 北緯34度20分36.3秒 東経135度12分10.0秒 オ 北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒	次の基点第10号、ア、イ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界 基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点 基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点 ア 基点第10号から真方位320度、800メートルの点 イ 基点第13号から真方位345度、674メートルの点 ウ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点 エ ウから真方位330度、275メートルの点 オ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市貝掛、箱作及び箱の浦	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第25号	下荘漁業協同組合	大阪府阪南市箱作地先	次のアを中心とし、200メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第11号 北緯34度20分34.4秒 東経135度12分24.9秒 ア 北緯34度20分56.7秒 東経135度12分17.9秒	次のアを中心とし、200メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第11号 下荘漁港東防波堤基部中心点 ア 基点第11号から真方位345度30分、710メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市貝掛、箱作及び箱の浦	なし
共第26号	淡輪漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町淡輪地先	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及びオの各点を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたオ及びカを結ぶ円弧、次のカ、キ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第13号 北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒 基点第14号 北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒 基点第15号 北緯34度20分05.1秒 東経135度10分05.7秒 基点第16号 北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒 ア 北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒 イ 北緯34度20分57.6秒 東経135度10分34.8秒 ウ 北緯34度20分46.6秒 東経135度09分56.9秒 エ 北緯34度20分23.2秒 東経135度09分05.5秒 オ 北緯34度20分37.5秒 東経135度11分03.4秒 カ 北緯34度20分15.4秒 東経135度11分13.9秒 キ 北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及びオの各点を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたオ及びカを結ぶ円弧、次のカ、キ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点 基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点 基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点 基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界 ア 基点第13号から真方位345度、874メートルの点 イ 基点第14号から真方位0度、1,300メートルの点 ウ 基点第15号から真方位350度、1,300メートルの点 エ 基点第16号から真方位332度30分、1,000メートルの点 オ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点 カ 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点 キ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業 わかめ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町淡輪	なし
共第27号	淡輪漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町淡輪地先	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及びオの各点を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたオ及びクを結ぶ円弧、次のク、ア及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第13号 北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒 基点第14号 北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒 基点第15号 北緯34度20分05.1秒 東経135度10分05.7秒 基点第16号 北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒 ア 北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒 イ 北緯34度20分41.3秒 東経135度10分34.8秒 ウ 北緯34度20分30.7秒 東経135度10分00.3秒 エ 北緯34度20分03.0秒 東経135度09分18.1秒 オ 北緯34度20分37.5秒 東経135度11分03.4秒 カ 北緯34度20分29.0秒 東経135度11分10.3秒 キ 北緯34度20分33.3秒 東経135度10分57.9秒 ク 北緯34度20分15.4秒 東経135度11分13.9秒	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及びオの各点を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたオ及びクを結ぶ円弧、次のク、ア及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点 基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点 基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点 基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界 ア 基点第13号から真方位345度、174メートルの点 イ 基点第14号から真方位0度、800メートルの点 ウ 基点第15号から真方位350度、800メートルの点 エ 基点第16号から真方位332度30分、300メートルの点 オ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点 カ ア及びイを結んだ線と基点第14号を中心とし、1,000メートルの半径で描いたオ、クを結ぶ円弧の交点 キ ア及びイを結んだ線と基点第14号及びオを結んだ線との交点 ク 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 うに漁業 かき漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町淡輪	なし
共第28号	淡輪漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町淡輪地先	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪港西防波堤外側30メートル以内の区域、淡輪漁港防波堤内及び防波堤の外側30メートル以内の区域並びに基点第14号及びキの各点を結ぶ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたキ及びクを結ぶ円弧、次のク、ケ及び基点第13号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第13号 北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒 基点第14号 北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒 基点第15号 北緯34度20分05.1秒 東経135度10分05.7秒 基点第16号 北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒 ア 北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒 イ 北緯34度20分57.6秒 東経135度10分34.8秒 ウ 北緯34度20分23.5秒 東経135度10分34.8秒 エ 北緯34度20分13.1秒 東経135度10分04.0秒 オ 北緯34度20分30.7秒 東経135度10分00.3秒 カ 北緯34度20分08.8秒 東経135度09分14.5秒 キ 北緯34度20分37.5秒 東経135度11分03.4秒 ク 北緯34度20分15.4秒 東経135度11分13.9秒 ケ 北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪港西防波堤外側30メートル以内の区域、淡輪漁港防波堤内及び防波堤の外側30メートル以内の区域並びに基点第14号及びキの各点を結ぶ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたキ及びクを結ぶ円弧、次のク、ケ及び基点第13号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点 基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点 基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点 基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界 ア 基点第13号から真方位345度、874メートルの点 イ 基点第14号から真方位0度、1,300メートルの点 ウ 基点第14号から真方位0度、250メートルの点 エ 基点第15号から真方位350度、250メートルの点 オ 基点第15号から真方位350度、800メートルの点 カ 基点第16号から真方位332度30分、500メートルの点 キ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点 ク 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点 ケ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町淡輪	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第29号	淡輪漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町淡輪地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第14号 北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒 ア 北緯34度20分28.2秒 東経135度11分26.5秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点 ア 基点第14号から真方位73度20分、1,380メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町淡輪	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第30号	淡輪漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町淡輪地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第14号 北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒 ア 北緯34度20分38.6秒 東経135度10分58.3秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点 ア 基点第14号から真方位40度、935メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町淡輪	なし
共第31号	淡輪漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町淡輪地先	次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第14号 北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒 基点第15号 北緯34度20分05.1秒 東経135度10分05.7秒 ア 北緯34度20分29.6秒 東経135度10分29.8秒 イ 北緯34度20分33.1秒 東経135度10分28.5秒 ウ 北緯34度20分14.6秒 東経135度09分59.1秒 エ 北緯34度20分17.5秒 東経135度09分57.2秒	次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点 基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点 ア 基点第14号から真方位343度40分、457メートルの点 イ 基点第14号から真方位343度40分、569メートルの点 ウ 基点第15号から真方位330度20分、338メートルの点 エ 基点第15号から真方位330度20分、438メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町淡輪	なし
共第32号	深日漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町深日地先	次の基点第16号、ア、ウ、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内並びに埋立地陸域を除く。 基点第16号 北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒 基点第19号 北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒 ア 北緯34度20分23.2秒 東経135度09分05.5秒 ウ 北緯34度20分07.3秒 東経135度07分29.1秒 ウ 北緯34度19分59.3秒 東経135度08分21.0秒	次の基点第16号、ア、ウ、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内並びに埋立地陸域を除く。 基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界 基点第19号 深日港突堤基部中心点 ア 基点第16号から真方位332度30分、1,000メートルの点 イ 基点第19号から真方位333度、2,000メートルの点 ウ アから泉南郡岬町多奈川谷川観音崎(中瀬鼻)を見通す線とイから泉南郡岬町深日長崎の鼻を見通す線の交点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町深日	なし
共第33号	深日漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町深日地先	次の基点第16号、ア、ウ、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。 基点第16号 北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒 基点第19号 北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒 ア 北緯34度20分03.0秒 東経135度09分18.1秒 イ 北緯34度19分20.0秒 東経135度08分10.3秒 ウ 北緯34度19分19.1秒 東経135度08分17.3秒	次の基点第16号、ア、ウ、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。 基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界 基点第19号 深日港突堤基部中心点 ア 基点第16号から真方位332度30分、300メートルの点 イ 基点第19号から真方位23度、371メートルの点 ウ 基点第19号から真方位47度30分、440メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 なまこ漁業 えむし漁業 わかめ漁業 いせえび漁業 うに漁業 とこぶし漁業 がんがら漁業 かき漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 あかもく漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 3月1日から5月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町深日	なし
共第34号	深日漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町深日地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第16号 北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒 ア 北緯34度20分04.5秒 東経135度09分17.2秒 イ 北緯34度20分16.0秒 東経135度09分10.0秒 ウ 北緯34度20分12.5秒 東経135度08分50.9秒 エ 北緯34度20分00.9秒 東経135度08分58.1秒	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界 基点第17号 深日漁港北防波堤基部中心点 ア 基点第16号から真方位332度30分、350メートルの点 イ 基点第16号から真方位332度30分、750メートルの点 ウ イから真方位257度30分、500メートルの点 エ アから真方位257度30分、500メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町深日	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第35号	深日漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町深日地先	次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第17号 北緯34度19分31.3秒 東経135度08分47.3秒 基点第18号 北緯34度19分18.1秒 東経135度08分43.4秒 ア 北緯34度19分34.2秒 東経135度08分46.6秒 イ 北緯34度19分35.4秒 東経135度08分45.0秒 ウ 北緯34度19分29.3秒 東経135度08分31.0秒 エ 北緯34度19分30.5秒 東経135度08分29.7秒 オ 北緯34度19分32.3秒 東経135度08分49.1秒	次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第17号 深日漁港北防波堤基部中心点 基点第18号 深日漁港南防波堤基部中心点 ア オから真方位312度30分、88メートルの点 イ オから真方位312度30分、143メートルの点 ウ 基点第18号から真方位317度20分、468メートルの点 エ 基点第18号から真方位317度20分、518メートルの点 オ 基点第17号から真方位57度20分、56メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町深日	なし
共第36号	深日漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町深日地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第17号 北緯34度19分31.3秒 東経135度08分47.3秒 ア 北緯34度19分37.1秒 東経135度08分42.8秒 オ 北緯34度19分32.3秒 東経135度08分49.1秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第17号 深日漁港北防波堤基部中心点 ア オから真方位312度30分、220メートルの点 オ 基点17号から真方位57度20分、56メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町深日	なし
共第37号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次の基点第19号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内及び埋立地陸域を除く。 基点第19号 北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒 基点第23号 北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒 ア 北緯34度20分07.3秒 東経135度07分29.1秒 イ 北緯34度19分45.1秒 東経135度06分08.7秒	次の基点第19号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内及び埋立地陸域を除く。 基点第19号 深日港突堤基部中心点 基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石) ア 基点第19号から真方位333度、2,000メートルの点 イ 基点第23号から真方位350度、1,000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第38号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次の基点第19号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内及び埋立地陸域を除く。 基点第19号 北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒 基点第23号 北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒 ア 北緯34度19分52.8秒 東経135度07分38.0秒 イ 北緯34度19分22.7秒 東経135度06分13.4秒	次の基点第19号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内及び埋立地陸域を除く。 基点第19号 深日港突堤基部中心点 基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石) ア 基点第19号から真方位333度、1.500メートルの点 イ 基点第23号から真方位350度、300メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 わかめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 とこぶし漁業 がんがら漁業 あさり漁業 いせえび漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	なし
共第39号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第20号 北緯34度19分31.3秒 東経135度07分28.9秒 ア 北緯34度19分34.0秒 東経135度07分49.6秒 イ 北緯34度19分59.0秒 東経135度07分34.2秒 ウ 北緯34度19分45.2秒 東経135度07分07.3秒 エ 北緯34度19分28.6秒 東経135度07分22.7秒	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第20号 泉南郡岬町多奈川谷川観音崎(中瀬鼻) ア 基点第20号から真方位81度20分、535メートルの点 イ 基点第20号から真方位9度02分、863メートルの点 ウ 基点第20号から真方位307度37分、698メートルの点 エ 基点第20号から真方位241度30分、180メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	なし
共第40号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次の基点第21号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第21号 北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒 基点第23号 北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒 ア 北緯34度19分30.8秒 東経135度07分07.1秒 イ 北緯34度19分22.7秒 東経135度06分13.4秒	次の基点第21号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点 基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石) ア 基点第21号から真方位327度30分、300メートルの点 イ 基点第23号から真方位350度、300メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
共第41号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒 ア 北緯34度19分33.4秒 東経135度07分13.7秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点 ア 基点第21号から真方位1度15分、331メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	なし
共第42号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒 ア 北緯34度19分43.7秒 東経135度07分08.2秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点 ア 基点第21号から真方位348度20分、664メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	なし
共第43号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒 ア 北緯34度19分51.0秒 東経135度07分01.4秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点 ア 基点第21号から真方位340度40分、928メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	なし
共第44号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒 ア 北緯34度19分56.8秒 東経135度06分57.2秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点 ア 基点第21号から真方位338度30分、1.133メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	なし
共第45号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒 ア 北緯34度19分29.5秒 東経135度06分51.0秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点 ア 基点第21号から真方位290度10分、612メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	なし
共第46号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次の基点第23号、ア、イ及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。 基点第23号 北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒 基点第27号 北緯34度18分41.8秒 東経135度05分35.9秒 ア 北緯34度19分45.1秒 東経135度06分08.7秒 イ 北緯34度19分18.6秒 東経135度04分31.4秒	次の基点第23号、ア、イ及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。 基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石) 基点第27号 大阪府と和歌山県の境界 ア 基点第23号から真方位350度、1.000メートルの点 イ 基点第27号から兵庫県淡路市碓石山頂見通し線上2.000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第47号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次の基点第23号、ア、イ、ウ及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。 基点第23号 北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒 基点第24号 北緯34度19分11.3秒 東経135度06分07.4秒 基点第27号 北緯34度18分41.8秒 東経135度05分35.9秒 ア 北緯34度19分22.7秒 東経135度06分13.4秒 イ 北緯34度19分18.7秒 東経135度05分59.9秒 ウ 北緯34度18分51.0秒 東経135度05分19.8秒	次の基点第23号、ア、イ、ウ及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。 基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石) 基点第24号 泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻 基点第27号 大阪府と和歌山県の境界 ア 基点第23号から真方位350度、300メートルの点 イ 基点第24号から真方位320度、300メートルの点 ウ 基点第27号から兵庫県淡路市碓石山頂見通し線上500メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 とこぶし漁業 うに漁業 ひじき漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第48号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒 ア 北緯34度19分17.8秒 東経135度06分02.0秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点 ア 基点第25号から真方位34度40分、896メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第49号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒 ア 北緯34度19分10.5秒 東経135度05分51.1秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点 ア 基点第25号から真方位24度20分、565メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第50号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒 ア 北緯34度19分15.1秒 東経135度05分39.1秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点 ア 基点第25号から真方位353度30分、659メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第51号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第26号 北緯34度18分54.2秒 東経135度05分36.1秒 ア 北緯34度18分57.9秒 東経135度05分33.4秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第26号 小島漁港B階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点) ア 基点第26号から真方位329度20分、135メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第52号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第26号 北緯34度18分54.2秒 東経135度05分36.1秒 ア 北緯34度18分59.1秒 東経135度05分19.3秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第26号 小島漁港B階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点) ア 基点第26号から真方位289度30分、454メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第53号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第27号 北緯34度18分41.8秒 東経135度05分35.9秒 ア 北緯34度19分30.4秒 東経135度04分39.1秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第27号 大阪府と和歌山県の境界 ア 基点第27号から真方位315度52分、2.086メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第54号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒 ア 北緯34度19分24.6秒 東経135度05分27.8秒	次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点 ア 基点第25号から真方位339度、1.015メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第55号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒 ア 北緯34度19分19.0秒 東経135度05分27.9秒	次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域 基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点 ア 基点第25号から真方位335度、855メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	なし
共第56号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次の基点第23号、ア、イ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第23号 北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒 基点第24号 北緯34度19分11.3秒 東経135度06分07.4秒 基点第25号 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒 ア 北緯34度19分22.7秒 東経135度06分13.4秒 イ 北緯34度19分18.7秒 東経135度05分59.9秒	次の基点第23号、ア、イ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石) 基点第24号 泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻 基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点 ア 基点第23号から真方位350度、300メートルの点 イ 基点第24号から真方位320度、300メートルの点	第二種共同漁業	樹網漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。